

## 議案第202号

さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成13年さいたま市条例第235号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(賦課の基準等の決定) 第2条 [略] 2 [略] 3 市長が指定する市営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、 <u>法第113条の3第3項</u> の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあつては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、県から交付を受けた国及び県補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割りふって得ら	(賦課の基準等の決定) 第2条 [略] 2 [略] 3 市長が指定する市営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、 <u>法第113条の2第2項</u> の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあつては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合（当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、県から交付を受けた国及び県補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割りふって得ら

れる額（当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とする。

（急施の場合の特例）

第5条 法第96条の4において準用する法第87条の4の規定による緊急耐震工事計画及び法第87条の5の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

れる額（当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とする。

（急施の場合の特例）

第5条 法第96条の4において準用する法第49条の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。